

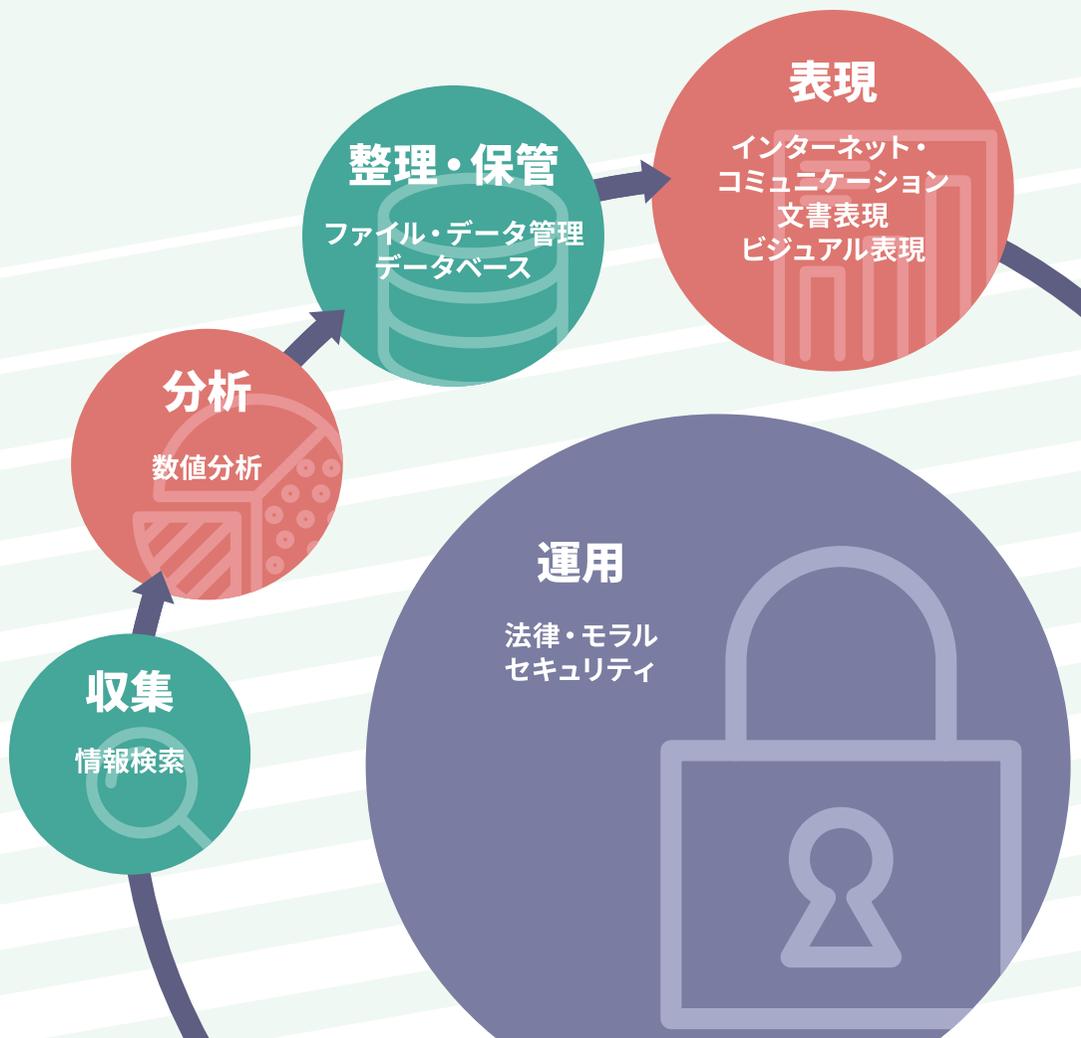
考える

伝える

分かちあう

情報活用力

情報の収集から分析、整理、表現、情報運用まで
問題解決の基礎スキルが実践的に学べる！



STEP1 情報を運用する

現在ではインターネットなどを通じて、誰もが情報を手に入れたり、発信したりすることが比較的容易になりました。

一方、情報運用が容易になったことで、情報に関連するトラブルも増えています。何気なく行った行為で人に迷惑をかけたり、犯罪に巻き込まれたりしてしまうこともあります。

STEP1 では、情報を正しく取り扱うための基本的な姿勢について学習しましょう。

(1) 情報社会の落とし穴

最近では、パソコンや携帯電話が普及し、インターネットを通じて、豊富な情報を手に入れることができるようになりました。また、インターネットでは、個人が世界に向けて情報を発信することも簡単にできます。

一方、インターネットが日常的に利用されるようになることで、さまざまな問題や課題が出てくるようになりました。

下記のような、インターネット上で生じた問題について聞いたことがありますか。

- ・著作権、肖像権侵害
- ・個人情報流出、漏えい
- ・SNS の炎上
- ・コンピューターウイルス
- ・高額料金請求



課題6

上記のインターネット上で生じた問題について、インターネットを使って、それぞれの具体的な事例を調べてみましょう。

(2) 情報を運用するための力

前ページのような危険を避け、安全に「情報を運用する」ためには、情報倫理に関する基礎知識を土台とする、下記の2つの力が必要となります。

1) 情報を正しく取り扱う力

情報に関連する約束事や法律、情報の利用時に守るべきモラルやマナーを理解し、それらを守って情報を利用する力。

この力には、**ITに限らず社会生活全般に必要とされる、常識・姿勢・判断力が大切**です。

2) 情報の安全性を確保する力

情報を利用するにあたり、自分自身や周りの人たちに降りかかる危険に対する回避方法や技術を、状況に応じて適切に活用することができる力。

この力には、**コンピューター、ネットワークなどITの専門的な知識も必要**となります。

課題7

下記は、インターネット上で生じたトラブルの例です。それぞれについて「上記2つの力のどちらにかかわるトラブルか」、「どうすれば回避できたか」を考えてみましょう。

<ケース1>

自分の趣味に関する掲示板に書き込んだ何気ない内容から論争になり、誹謗・中傷に発展した。言い争いを続けているうちに、やがて掲示板にアクセスできなくなった。

<ケース2>

ネット上で見つけた素敵な風景写真を、引用元の記載もせず自分のブログに載せたところ、写真の使用料を求めるメールが届いた。

<ケース3>

メールを受信して内容を確認しただけで、パソコンの調子がおかしくなった。その後、知人から「君からウイルスメールが送られてきた」と抗議された。

<ケース4>

あるWebサイトで興味を引かれる動画を見つけた。続きを見るためのリンクが張ってあったのでクリックしてみると、高額の利用料を請求するメッセージが表示された。

<ケース5>

親しい人に対して公開していたつもりの自分の個人情報、たくさんの知らない人たちにまで公開され、さまざまな誹謗・中傷を受け、仕事を辞めることになった。

STEP2 情報を正しく取り扱う

情報を正しく取り扱うためには、さまざまな法律や、インターネットに関するルール・慣習について知っておく必要があります。

STEP2 では、その中でも特に重要な情報や権利を守る方法について学習しましょう。

(1) 他者の情報や権利を守る

インターネットでは、さまざまな情報が簡単に入手できるため、情報に対する価値意識が低くなり、情報の発信者に対する配慮を忘れがちです。

例えば、授業で提出するレポートを、Web サイトの内容をそのままコピーして提出したり、好きな俳優の顔写真をブログなどに掲載したりすることは、著作権や肖像権を侵害する行為になります。

その他、自分のパソコンでソフトウェアを用いるときや、音楽・映像などを楽しむ際にも、著作権に注意しなければなりません。

1) 著作物の利用

人が考えたことや感じたことを創作的に表現したものを**著作物**といいます。著作物を作った人に与えられる権利が**著作権**で、著作権を持つ人のことを**著作権者**と呼びます。

基本的に著作者以外の人は、勝手に著作物をコピー・改変したり、販売したりすることはできません。著作物を利用するためには、原則として**著作権者の許諾**が必要になります。

ただし、著作権法では、**私的使用のための複製**や**引用**など、一定の条件に合う場合には、例外的に著作物の利用を定めています。ここでは、一般にかかわる可能性のある「私的使用のための複製」、「著作物の引用」、「営利を目的としない上演等」、「図書館等における複製」の4つの例外について、その条件などを確認しましょう。



① 私的使用のための複製（著作権法 第 30 条）

私的な使用目的であれば、著作権者の許諾なしに著作物を複製することができます。ただし、下記の条件を満たしている必要があります。

<input checked="" type="checkbox"/>	要件	概要
<input type="checkbox"/>	個人または家庭内の範疇での利用であること	個人、あるいは家族など親しい間柄の中での利用を目的とする場合に限定されている。また、仕事に関連した目的の場合は、利用するのが個人であっても、私的使用とは認められない。
<input type="checkbox"/>	使用者本人が複製を行うこと	私的使用目的の複製であっても、使用者本人以外が複製することは禁止されている。そのため、他者の複製行為を代理することはできない。
<input type="checkbox"/>	技術的なコピー制限が設定されている著作物でないこと	CD や DVD のコピーガードや、音楽配信サービスで購入した音楽に付いている DRM（デジタル著作権管理）などを解除して複製することは、禁止されている。
<input type="checkbox"/>	他の目的で使用しないこと	私的使用の目的で複製した著作物を、それ以外の目的で使用したり、他者へ配ったりすることはできない。

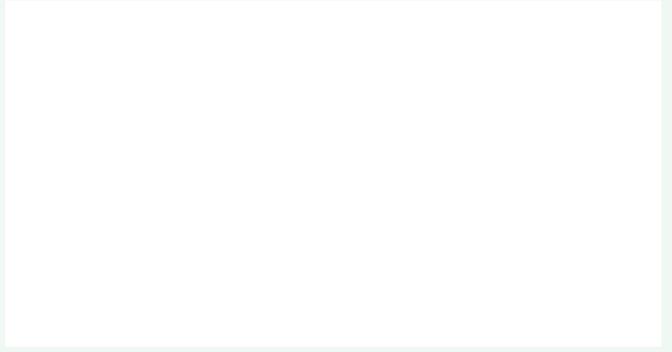
その他、デジタル方式の録音録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対して補償金を支払う必要があります。ただし、この補償金は CD/DVD/MD プレーヤーなどの機器や、録画用/音楽用メディアの販売価格にあらかじめ含まれており、利用者自身があらためて支払う必要はありません。

② 著作物の引用（著作権法 第 32 条）

公表された著作物は、紹介や参照、論評などの正当と認められる目的において、その一部分を引用して利用することができます。

ただし、引用と認められるのは下記の条件を満たす場合のみです。

<input checked="" type="checkbox"/>	要件	概要
<input type="checkbox"/>	正当な目的性や必然性があること	引用するために、正当な目的や必然性が必要。何の脈絡もなく引用をすることはできない。
<input type="checkbox"/>	自分の著作物と引用部分とが明確に区別されていること	引用部分をカッコで囲むなどして、引用部分と自分の著作物の部分を明確に区切る必要がある。
<input type="checkbox"/>	自分の著作物が主であり、引用する著作物が従であること	引用する著作物は、あくまで自分の著作物の論旨を補助するものとして使う。
<input type="checkbox"/>	出どころ、出典が明示されていること	書籍なら著者/出版社/出版年、サイトなら URL/アクセス日時などを明記する。
<input type="checkbox"/>	著作者人格権（同一性保持権など）を侵害しないこと	引用した著作物を自分でアレンジすることはできない。カッコ内は著作物をそのまま引用するようにする。



noa
NOA PUBLISHING FIRM.

